住宅団地の再生のあり方に関する検討会(第2期)第6回 平成31年3月29日(金) (今後内容の追加・修正の可能性があります)

参考資料1

## ○住宅団地の再生のあり方に関する検討会(第2期)規約

(名称)

第1条 本会は「住宅団地の再生のあり方に関する検討会(第2期)」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、老朽化した住宅団地の建替、改修を含めた再生を進めるための施策のあり方について、近年の制度見直し内容を踏まえた再生手法の活用や戸建て住宅団地の再生・魅力向上の観点も含めて、幅広く検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、住宅団地の建替、改修を含めた再生に関連する分野 に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

- 第4条 検討会には座長を置く。
- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 検討会の議事の進行は座長が行う。

(検討会の議事)

- 第5条 検討会の議事は公開とする。ただし、具体的かつ専門的な調査審議を 行うにあたり、検討会における自由闊達な議論が妨げられるおそれがあると 座長が認める場合は、非公開とすることができる。
- 2 検討会の資料及び議事概要については、座長に確認の上、原則として、国 土交通省ホームページにおいて公開する。ただし、座長が認める場合は、そ の一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 特定の事項について専門的な調査審議を行うため、検討会の下にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループのメンバー及びその長は、座長の了解を得た上で、委 員のうちから国土交通省住宅局が選任する。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループの長が定める。
- 4 ワーキンググループの議事及び資料については非公開とし、調査審議のとりまとめ内容を、ワーキンググループの長より検討会において報告することとする。

## (事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局市街地建築課に置く。